

仙台市水道局工事成績評定要領

(令和6年 3月 26日 給水部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、仙台市水道局が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ適切に実施することにより、工事受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、仙台市水道局検査事務要綱別表に定める計画課長所管の検査の範囲の請負工事とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次に掲げる者とする。

- 仙台市水道局請負工事監督員要綱第2条第3項に規定する総括監督員
- 仙台市水道局請負工事監督員要綱第2条第4項及び第5項に規定する主任監督員及び監督員
- 仙台市水道局検査事務要綱第3条に規定する検査員

2 工事一件の評定者は、総括監督員、主任監督員及び監督員（以下「監督職員」という。）並びに検査員とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定は、評定対象工事が土木工事又は配管工事の場合は別添1「工事成績採点表（土木・配管）」により、建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事、プラント設備工事又は電気通信設備工事の場合は別添2「工事成績採点表（建築・電気・機械）」により行うものとする。

3 評定の結果は、別記様式第1の工事成績調書に記録するものとする。

(評定の時期)

第5条 監督員及び主任監督員並びに総括監督員は工事の完成後、検査員は完成検査の実施後、それぞれ速やかに評定を行うものとする。

(工事評定点)

第6条 工事評定点は、法令遵守等を除いた各評定者の評定点に表-1に掲げる配分率を乗じて求めた点数の合計から法令遵守等を減じて、四捨五入により整数として表示する。

表-1 評定者別配分表

評定者	監督員	主任監督員	総括監督員	検査員
配分率	0.4		0.2	0.4

附 則

(実施期日)

1 この要領は、令和6年 4月 1日から実施する。

(経過措置)

2 この要領の規定は、この要領の実施の日以後に発注手続きに着手する契約について適用し、同日前に発注手続きに着手した契約については、なお従前の例による。

<< 参 考 >>

工事成績調書の評定点について

工事成績調書の評定点で64点以下になった場合、下表のような評定点に対して処分(有資格者に対する指名停止に関する要綱実施要領)を行います。

有資格業者に対する指名停止に関する要綱実施要領
別表(第5条関係)

工事成績調書の評	措置及び期間
55点を超え64点以	注意喚起
45点を超え55点以	指名停止2月
40点を超え45点以	指名停止3月
35点を超え40点以	指名停止4月
35点以下	指名停止6月

※ 評定点が64点以下の場合、部長まで工事成績調書の供覧が必要です。

工事成績評定の原則

工事成績の評定で、評価の曖昧さ、評価者の恣意が入らないよう行うには、評価する際の具体的内容を定める必要があり、これによって各評価者は、設計図書・契約約款・共通仕様書等で『定めた事項』と、受注者が完成に際して『提出した成果品』との『内容照合、確認』を『厳正』に行う必要がある。

この『厳正』の意味は、受注者が工事の施工にあたって、『工事成績・評定項目』について、『どのように履行』していたかの『事実』を、各評価者が『客観的な視点』をもって、『目視による現地確認』あるいは『文書または写真』によって『確認』することである。したがって、『確認の根拠のない』ものは、原則として評価してはならない。